

区長報告第六号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、建物滞納使用料等の支払の請求に関する和解について、平成二十二年七月十二日次のとおり処分したので、同法同条第三項の規定に基づき報告し、その承認を求めらる。

平成二十二年九月十六日

港区長 武井雅昭

建物滞納使用料等の支払の請求に関する和解

左記のとおり和解する。

記

一 当事者 甲 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

乙

二 事件の要旨

甲は、平成二十一年第一回港区議会定例会における議決に基づき、平成二十一年八月十四日、乙に対して、甲が港区特定公共賃貸住宅条例（平成五年港区条例第二十六号）に基づき、設置し、管理する東京都港区港南一丁目一番二十七号に位置する港区特定公共賃貸住宅サイトハイツ高浜一〇〇三号室（以下「本件建物」という。）の建物使用料及び共益費滞納分（平成十六年十一月一日から同月三十日まで、平成十七年八月一日から同年十月三十一日まで及び平成十九年八月一日から平成二十一年一月三十一日までの使用分）並びに建物使用料及び共益費相当額損害金（平成二十一年二月一日から本件建物明渡しまでの使用分）の支払並びに仮執行の宣言を求める民事訴訟を提起した。

平成二十二年一月二十日、東京地方裁判所から甲の請求を認容する判決の言渡しがあった。乙は、同年二月四日、これを不服として控訴を提起した。

三 和解条項

弁論手続の進行中、東京高等裁判所から次のとおり和解の勧告があったので、受諾することとする。

- (一) 乙は、甲に対し、本件和解金として二十万円の支払義務があることを認める。
- (二) 乙は、甲に対し、(一)の金員を、平成二十二年七月から平成二十四年二月まで、毎月末日限り、一万円ずつ分割して、甲の指定する方法により支払う。
- (三) 乙が、(二)の分割金の支払を怠り、その額が合計二万円に達したときは、当然に(二)の期限

の利益を喪失し、乙は、甲に対し、(一)の金員から既払済みの金員を控除した残額を一括して支払う。

(四) 甲は、その余の請求を放棄する。

(五) 乙及び甲は、乙と甲との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(六) 訴訟費用は、第一審及び第二審を通じ、各自の負担とする。